

参 考

(案)

平成 19 年度

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
業務実績評価書

東京都地方独立行政法人評価委員会

目 次

全体評価

項目別評価

参考資料

全体評価

1 総評

2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するために取るべき措置等

4 その他

(中期目標・中期計画の達成に向けた課題及び法人への要望など)

項目別評価

I 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 新製品・新技術開発や新規事業分野への展開のための事業化支援の推進

(1) 製品化支援

項目	年 度 計 画	評定	評 定 説 明
1	技術面と経営面双方からの効果的かつ効率的な中小企業等への支援を実施するため、財団法人東京都中小企業振興公社との業務協定に基づき連携事業を実施する。		
2	西が丘本部に、システムデザインを総合的に支援する拠点として開設した「デザインセンター」を活用し、プロダクトデザインや試作を中心とした製品化支援及び中小企業のブランド確立等の支援を実施する。		

項目	年 度 計 画	評定	評 定 説 明
3	<p>新製品・新技術開発を目指す中小企業に対する支援施設として設置した「製品開発支援ラボ」の活用を図る。</p> <p>迅速かつ実効性のある研究活動への支援を目的として設置した共同研究開発室の活用を図る。</p> <p>「製品開発支援ラボ」及び「共同研究開発室」の利用時間は、利用者の研究開発スピードの向上を目的として、ひきつづき午前8時30分から午後8時までとする。</p>		
4	<p>自社内に十分な試験研究設備等を持ってない中小企業のために機器利用サービスの提供を実施する。実施にあたっては、利用者の利便性向上とニーズへの対応のため、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器の操作方法のアドバイスや、測定データの説明、課題解決のための技術相談を実施する。 ・午後8時までの夜間利用を実施する。 ・需要の多い恒温恒湿試験等に対応する環境試験センターを設置し、製品の信頼性向上にむけた支援に努める。 ・産技研利用企業に対するアンケート調査を活用して利用を希望する機器のニーズを把握し、機器整備及び更新を実施する。 <p>(中期計画の機器利用目標件数：平成22年度において30,000件以上)</p>		

項目	年 度 計 画	評定	評 定 説 明
5	<p>支援組織として設置した「デザインセンター」や「製品開発支援ラボ」「機器利用サービス」を活用する中小企業に対し、対象となる製品に応じた研究グループ等とのコーディネート及び機器利用指導等を実施する。</p>		

(2) 産学公連携等の推進

項目	年 度 計 画	評定	評 定 説 明
6	<p>職員及び都が委嘱した専門のコーディネーター等により、技術開発・製品開発等のための産学公連携を促進する。</p> <p>インターネット等を活用し、都内のみならず、広く大学等の技術シーズの収集に努め、産学公連携に活用する。</p>		
7	<p>区市町村との連携強化に努め、産学公連携に関する相談の拡大を図る。</p> <p>都や他の試験研究機関、大学や企業との人材交流を可能とする規程類を整備する。</p> <p>大学との連携強化を目的として、職員の派遣及び各種事業への協力、共同研究等を推進する。</p>		
8	<p>産業技術大学院大学の PBL (プロジェクト・ベースド・ラーニング:問題設定解決型学習法)については、実施する場の提供と人的支援を行い、産業界の人材育成に協力する。</p> <p>大学等の学生を一定期間受け入れ、専門技術の習得や職業意識の向上等に寄与する。</p>		

項目	年 度 計 画	評定	評 定 説 明
9	業種を超えて個々が所有する技術やノウハウを相互に提供する異業種交流については 30 企業程度からなる交流会を 1 グループ立ち上げるとともに、既存グループの活動支援を実施し、単独企業では困難な新事業や新製品の創出を支援する。		

(3) 助成、融資及び表彰等に関する評価支援

項目	年 度 計 画	評定	評 定 説 明
10	東京都や金融機関、団体、区市町村等が実施する、企業等への助成・融資及び表彰において、審査・評価に積極的に協力し、研究開発の資金援助を求める企業への支援等に寄与する。 この審査・評価の公平かつ中立な実施と、精度の維持向上を図るため、技術情報の収集及び外部研修等を通じて職員の審査能力向上を図る。		

(4) 知的財産権の取得及び活用の促進

項目	年 度 計 画	評定	評 定 説 明
11	研究の成果として得た新技術や技術的知見を中小企業支援に活用するため、優れた特許の出願に努めるとともに、使用許諾を促進する。		

2 試験・研究設備と専門的知識等を活用した技術協力の推進

(1) 依頼試験

項目	年 度 計 画	評定	評 定 説 明
12	<p>製品等の品質・性能の評価や、事故原因究明など中小企業の生産活動に伴う技術課題の解決を目的として、依頼試験を実施する。</p> <p>国際的に通用する証明書の発行が可能な、計量法校正事業者登録制度(JCSS)登録校正事業者として、精度の維持向上に努め、依頼試験事業の信頼性向上を図るとともに、中小企業の海外取引支援に活用する。さらに、温度の登録を申請する。</p> <p>利用者の利便性向上のための取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料金支払の利便性向上を目的として、コンビニエンスストア及び銀行での支払い受付を継続する。 ・依頼手続の簡素化を実施し、利用者の利便の向上を図る。 ・JIS等に規定が無い、個別の試験の要望に柔軟に応えるためのオーダーメイド試験を実施する。 <p>試験・分析機器の校正管理等を行う組織を活用し、品質保証体制を確立する。</p> <p>中小企業ニーズ及び最新の技術動向等に基づき、試験・研究設備及び機器の導入・更新を実施する。</p>		
13	<p>(中期計画の依頼試験目標件数：平成22年度において85,000件以上)</p>		

(2) 技術相談

項目	年 度 計 画	評定	評 定 説 明
14	<p>中小企業等に対し、職員の専門的な知識に基づく技術相談を実施し、製品開発支援や技術課題の解決を図る。</p> <p>担当別の技術内容を網羅した手引きを活用し、相談に対応できる部署への迅速かつ的確な誘導を行う。</p> <p>相談ルームを活用するなど技術相談時のセキュリティ向上に努める。</p> <p>生産現場での支援が必要な場合は、職員を現地に派遣する。(実地技術支援)</p> <p>産技研の保有していない技術については、専門知識を有する外部専門家(エンジニアリングアドバイザー)を活用して課題の解決を図り、利用者の要望に応える。</p> <p>IT を活用した遠隔相談の実施に向けた検討を行う。</p>		
15	<p>(中期計画の技術相談目標件数:平成22年度において70,000件以上)</p>		

(3) 業界団体等への技術協力

項目	年 度 計 画	評定	評 定 説 明
16	<p>業種別交流会を開催し、研究成果や新技術等の情報提供及び技術ニーズの収集を行う。</p> <p>中小企業の技術者等で構成する技術研究会を通じて、共同で技術的課題の解決を図る。</p>		

3 東京の産業の発展と成長を支える研究開発の計画的な実施

(1) 基盤研究

項目	年 度 計 画	評定	評 定 説 明																
17	<p>試験技術や評価技術の質の向上や、蓄積した技術の提供による的確な相談支援、中小企業に対する一歩先の技術の提供、職員の技術レベルの向上など、産技研を利用する中小企業のニーズへ迅速かつ的確に応えられる機能を確保・向上させるため基盤研究を実施する。研究テーマ数は、重点7分野に該当する研究テーマ32を含めた53テーマとする。</p> <p>基盤研究:53テーマ (平成19年4月1日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>ナノテクノロジー分野</td> <td>8テーマ</td> </tr> <tr> <td>IT分野</td> <td>3テーマ</td> </tr> <tr> <td>エレクトロニクス分野</td> <td>5テーマ</td> </tr> <tr> <td>システムデザイン分野</td> <td>4テーマ</td> </tr> <tr> <td>環境分野</td> <td>6テーマ</td> </tr> <tr> <td>少子高齢・福祉分野</td> <td>3テーマ</td> </tr> <tr> <td>バイオテクノロジー分野</td> <td>3テーマ</td> </tr> <tr> <td>ものづくり基盤技術分野</td> <td>21テーマ</td> </tr> </table>	ナノテクノロジー分野	8テーマ	IT分野	3テーマ	エレクトロニクス分野	5テーマ	システムデザイン分野	4テーマ	環境分野	6テーマ	少子高齢・福祉分野	3テーマ	バイオテクノロジー分野	3テーマ	ものづくり基盤技術分野	21テーマ		
ナノテクノロジー分野	8テーマ																		
IT分野	3テーマ																		
エレクトロニクス分野	5テーマ																		
システムデザイン分野	4テーマ																		
環境分野	6テーマ																		
少子高齢・福祉分野	3テーマ																		
バイオテクノロジー分野	3テーマ																		
ものづくり基盤技術分野	21テーマ																		

(2) 共同研究

項目	年 度 計 画	評定	評 定 説 明
18	<p>企業、業界団体、大学、試験研究機関等が協力し、それぞれが持つ技術を融合して、応用研究や一步進んだ技術の実用化・製品化に向けた実用研究を推進することにより、効果的かつ効率的な研究成果の実現を図る。</p> <p>平成 19 年度は、年度当初に予算枠の 2/3 程度の研究テーマを、年度途中に残りの 1/3 に相当する研究テーマを公募により設定し、研究を実施する。</p> <p>また、大学等との共同研究については、随時実施していく。</p>		

(3)外部資金導入研究・調査

項目	年 度 計 画	評定	評 定 説 明
19	<p>資金を提供する団体の設定要件や開発支援を求める中小企業等のニーズに応じて、外部資金を活用した研究・調査等を積極的に実施し、課題解決を図る。</p> <p>提案公募型研究</p> <ul style="list-style-type: none">・技術開発の要素が大きい経済産業省関連競争的外部資金及び文部科学省等の提案公募型事業へ積極的に応募し、採択を目指すとともに、採択された研究を確実に実施する。・未利用外部資金の調査を行い、申請可能なものを抽出して積極的に申請する。 <p>地域結集型研究</p> <p>平成 18 年度に採択された科学技術振興機構 (JST) 地域結集型研究開発プログラム「都市の安全・安心を支える環境浄化技術開発」について、中核機関として実施する。</p> <p>受託研究・調査等</p> <p>企業、その他外部機関からの委託等に基づき委託者の経費負担によって産技研が研究・調査等を実施し、委託者の求める成果の実現を図る。</p>		

(4) 研究評価制度

項目	年 度 計 画	評定	評 定 説 明
20	<p>研究テーマの採択や研究結果の評価等については、産技研内部委員による評価や、学識経験者及び産業界有識者等の外部委員による評価を迅速かつ効率的に行う。</p> <p>研究評価は、事前評価・事後評価の2回の実施を基本とする。</p> <p>評価結果は、その後の研究テーマの設定や事業運営に反映させ、産業界や都民のニーズに基づく効果的かつ効率的な研究事業実施に活用する。外部研究評価委員会による評価結果は、ホームページにより外部に公表する。</p>		

4 研究成果の普及と技術移転の推進

項目	年 度 計 画	評定	評 定 説 明
21	<p>(1)技術セミナー、講習会及び研究発表会等の開催</p> <p>中小企業の技術力向上や技術者の育成、並びに産業の活性化を図るため、新技術や産業動向に係る技術セミナー及び講習会を開催する。</p>		
22	<p>企業や業界団体等の個別ニーズに対応するためオーダーメイドセミナーを実施する。</p>		
23	<p>研究及び調査等の成果の普及を図るため、研究発表会を開催する。</p> <p>産業技術の普及と産技研の事業に対する理解を得ることを目的として、本部及び全ての支所で施設公開を実施する。</p> <p>業界団体及び企業、都民等からの要望に応じて施設見学を随時実施し、産技研の保有する技術や事業の広報に努める。</p> <p>研究の成果を中小企業や都民に普及するための展示会を実施する。</p>		

項目	年 度 計 画	評定	評 定 説 明
24	<p>(2) 職員の派遣及び知的貢献 高度な専門知識を持つ職員を大学、学術団体、産業界、行政機関等へ派遣し、社会への知的貢献を積極的に進める。</p> <p>(3) 各種広報媒体を活用した情報提供 インターネットや各種広報媒体を通じ、産技研の事業や研究成果及び所有機器、新たな法規制等の技術情報を積極的に提供する。首都圏の公設試験研究機関と連携したテクノナレッジフリーウェイ(TKF)の推進を図り、中小企業に役立つ情報提供を広域的に行う。</p> <p>(4) 展示会等への参加 産業交流展等、都や区市町村等が開催する展示会等へ積極的に参加し、産技研の保有する技術や成果の普及を実施する。</p>		

5 情報セキュリティ管理と情報公開

	年 度 計 画	評定	評 定 説 明
25	<p>情報セキュリティポリシーに基づき、報システムのセキュリティ対策や適切な帳票類の管理等の実施により個人情報や利用企業情報の保護に努める。</p> <p>また、職員の職務上知り得た秘密の守秘義務を徹底するため、規定を整備するとともに職員研修を実施する。</p>		

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織体制及び運営

	年 度 計 画	評定	評 定 説 明
26	<p>(1)機動性の高い組織体制の構築 事業動向等を踏まえた組織の見直しを継続的に実施し、各事業の効率的な執行体制を確保する。 既存組織体制にとらわれず、適時プロジェクトチームを設置するなど、ニーズに柔軟に対応する。</p> <p>(2)職員の能力開発 基盤技術・先端技術に関する技術力の向上及び審査技術並びに法規制等の知識の向上を目的として研究・研修等を通じて職員の能力開発を実施する。</p> <p>(3)職員の能力向上につながる業績評価及び任用・給与制度の導入 客観的な評価基準に基づく業績評価制度を構築し、適切に評価を実施する。 あわせて、能力・業績主義に基づく任用・給与制度を導入し、業績評価結果を処遇や人員配置に適切に反映する。 業績評価の実施にあたっては、職員の意欲の向上、業務遂行能力の向上を十分に実現できるように配慮する。</p> <p>(4)企画調整機能の強化 地方独立行政法人の自主的な経営判断に基づく事業運営を実施すべく、企画調整機能を強化する。 「経営企画本部」においては、東京都地方独立行政法人評価委員会の評価・意見などを迅速・的確に事業・予算・人員計画に反映し、経営資源の適正な配分を行う。</p> <p>(5)業務改善に係る利用企業調査結果の反映 産技研利用に関する企業調査を実施し、その結果を踏まえた事業運営や支援方法の見直しを実施する。</p>		

2 業務運営の効率化と経費節減

	年 度 計 画	評定	評 定 説 明
27	<p>(1)業務の適切な見直し 意思決定の迅速化、事務手続きの簡素化、重複業務の見直し等を目的として業務内容と運営方法の見直しを随時行う。 定型的な業務については、コスト比較やノウハウ蓄積の必要性等の観点からアウトソーシングを検討し、可能な業務については積極的に実施する。 外部の専門家等の活用により、低コストで高いサービスが得られる業務についてもアウトソーシングを検討し、可能なものについては導入を進める。 業務内容を精査した上で、可能なものについて委託業務契約の複数年化等により、経費の節減を図る。</p> <p>(2)情報化の推進 業務運営、財務会計、人事、給与、庶務等に関する情報システムを活用し、本部及び各支所をオンラインで結び、情報の共有化、ペーパーレス化を進め、業務を効率化する。</p> <p>(3)業務運営全体での効率化 標準運営費交付金(プロジェクト的経費を除く。)を充当して行う業務については、前年度比 1.0 パーセントの財政運営の効率化を目指す。</p> <p>(4)資産の適正な管理運用 「資金管理基準」に基づき、安全性、安定性等を考慮しつつ、資金運用・資金管理を適正に行う。 建物や施設・設備等については、良好に維持管理するため、東京都から施設費補助金等の財源を適切に確保し、計画的な改修を行う。</p> <p>(5)剰余金の適切な活用 提供するサービスの向上や事業実績の向上等に資するよう、剰余金を活用した仕組みの導入を検討する。</p>		

VII その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

	年 度 計 画	評 定	評 定 説 明
28	<p>1 施設・設備の整備と活用 施設整備の計画に基づき、先端技術への対応や老朽化対策を含めた施設・設備の整備・更新を行うものとする。実施に当たっては、東京都からの施設費補助金等の財源を適切に確保し、先端技術への対応や老朽化対策を含めた総合的・長期的観点に立った整備・更新を行うものとする。</p> <p>なお、東京都が着手する産技研施設の統合及び再整備と多摩地域の支援施設整備に、積極的に協力し、整備事業を効率的に推進していく。</p> <p>2 安全管理 (1)安全衛生管理体制の整備 職員が良好で快適な労働環境のもとで就労することができるように配慮する。 産技研全体の安全衛生管理を推進するとともに、安全手帳の活用等により職員へ安全教育を実施する。 放射線等の安全管理のため、施設の点検等を徹底し、適切な維持保全を行うとともに、毒劇物等の保管状況の点検などの取り組みを適切に行う。 (2)災害時に対する危機管理体制の整備 大規模災害に備え、産技研内部の危機管理体制を整備する。</p> <p>3 社会的責任 (1)環境への配慮 業務の運営に際しては、環境へ配慮した運営に努める。 機器や設備、物品の購入や更新に際しては、省エネやリサイクルに配慮する。 廃棄物については、法令等に従い、適切に処理するとともに、減量化に努める。</p> <p>(2)法人倫理 職務執行に対する中立性と公平性を確立し、都民から疑念や不信を招くことのないよう、規定に基づき、職員に対する研修を実施する。</p> <p>(3)憲章の制定 すべての職員が共有する行動理念となる産技研憲章(仮称)の制定を検討する。</p>		

